

教育資金贈与信託 委託者死亡時の管理残額※1への相続税課税

1. 課税関係

信託の設定※2時期	信託設定から委託者死亡までの経過期間	受益者分類 (委託者死亡時点)	相続税の取扱い	
①～平成31年3月31日	全期間	全受益者	課税対象外	
②平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	3年超	全受益者	課税対象外	
	3年以内	23歳未満 または 在学等※3している場合	課税対象外	
		23歳以上 かつ 在学等※3していない場合	課税対象	
③令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	全期間	23歳未満 または 在学等※3している場合	課税対象外	
		23歳以上 かつ 在学等※3していない場合	課税対象	
④令和5年4月1日～	全期間	23歳未満 または 在学等 ※3している場合	委託者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えない場合	課税対象外
			委託者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合	課税対象
		23歳以上 かつ 在学等※3していない場合	課税対象	

※1 信託した金額から教育資金として使用された金額等を控除した残額のうち、一定の計算をした金額

※2 信託金の追加（教育資金の追加拠出）を含む

※3 在学等とは、次の(1)または(2)に該当する場合をいいます

(1)学校等に在学している場合

(2)教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

2. いわゆる相続税額の2割加算

信託の設定※ ² 時期	相続税の2割加算
①～令和3年3月31日	適用なし
②令和3年4月1日～	適用あり（上記1. による相続税額の2割に相当する金額が相続税額に加算されます）